

第1 総括

1 管内の概況

(1) 管内の状況

当時の管内は、青森県の中央を南北に貫く八甲田連峰の東側から太平洋に至るまで丘陵地が広がっている。

この丘陵地を中心とした東西約45km、南北約80kmの地域で、総面積は約2,054km²と県全体の約21%に当たり、県内6地域県民局地域健康福祉部の中で最大の広さを有している。

管内の気候は、北部を除くと積雪は比較的少ないものの、6月から9月にかけて太平洋から冷たい偏東風（ヤマセ）が吹き付け、冷害の要因となっていることが特色として挙げられる。

また、十和田湖及び奥入瀬川周辺の地域は国立公園に指定され、丘陵地域には小川原湖をはじめ多くの湖沼、河川を有し、希少な動植物等の豊かな自然環境にも恵まれている。

(2) 管内地図

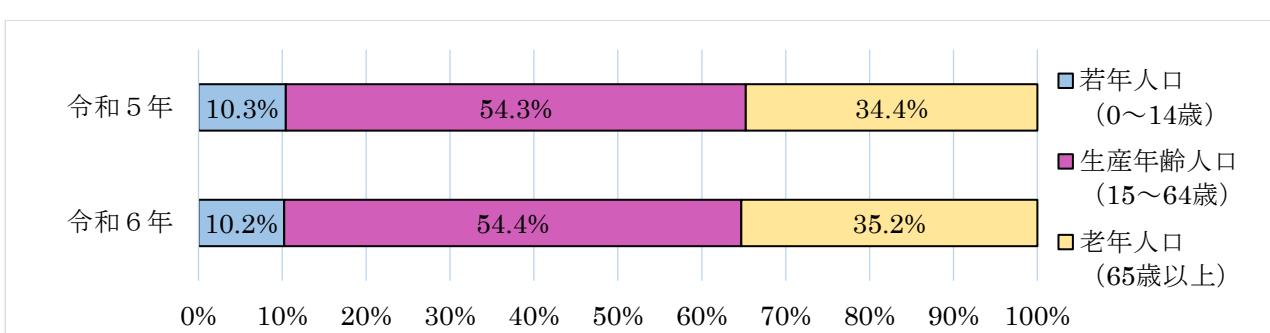
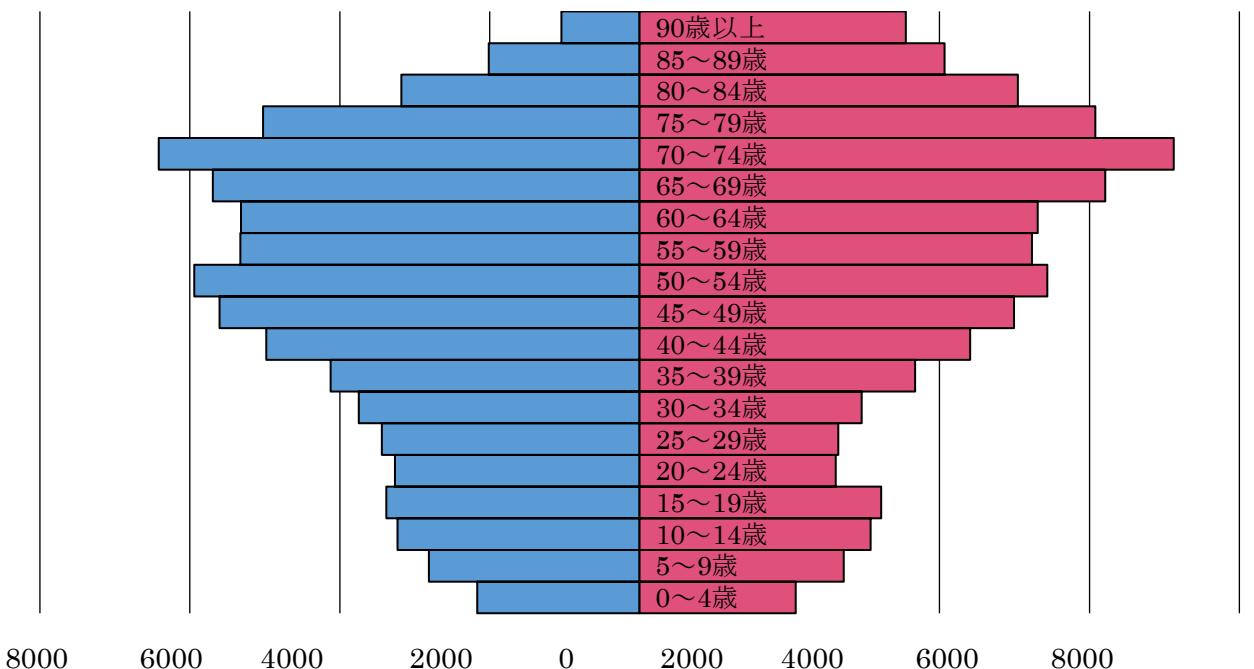


(3) 市町村別面積、人口及び人口密度

市町村名	人口(人)			3区分別人口(R6.10.1)			世帯数 R6.10.1	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
	R5. 10. 1	R6. 10. 1	増減	若年人口 (0~14歳)	生産年齢人口 (15~64歳)	老年人口 (65歳以上)			
十和田市	58,364	57,413	▲ 951	5,662	30,601	20,491	25,865	725.65	79.12
三沢市	37,737	37,286	▲ 451	4,355	21,753	10,499	17,262	119.39	312.30
野辺地町	11,541	11,355	▲ 186	888	5,833	4,631	5,268	81.68	139.02
七戸町	13,749	13,417	▲ 332	1,155	6,465	5,792	5,406	337.23	39.79
六戸町	10,259	10,113	▲ 146	1,284	5,308	3,521	4,020	83.89	120.55
横浜町	4,031	3,892	▲ 139	306	1,961	1,625	1,825	126.38	30.80
東北町	15,682	15,300	▲ 382	1,528	7,553	6,208	5,857	326.50	46.86
六ヶ所村	10,045	9,951	▲ 94	908	6,149	2,680	5,338	252.58	39.40
管内合計	161,408	158,727	▲ 2,681	16,086	85,623	55,447	70,841	2,053.30	77.30

- 1 人口・3区分別人口及び世帯数は、令和6年10月1日現在の「青森県人口移動統計調査」より引用
なお、人口には県内市町村間移動者数を含んでいないため、3区分別人口の合計とは一致しない
- 2 面積は、令和6年10月1日現在の国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」より引用
- 3 人口密度は表中の人口を面積で除したもの

当部管内の人ロピラミッド（5歳階級） 左側が男性、右側が女性



「令和5年青森県人口移動統計調査」より（同年10月1日現在）

2 沿革

(1)～(3)は平成14年4月1日、十和田保健所、三沢保健所、上北地方福祉事務所、八戸児童相談所七戸支所が上北地方健康福祉こどもセンターに統合となる前の各部の沿革

(1) 旧保健総室(上十三保健所)

昭和22年 7月 1日 七戸保健所設置。(七戸町役場の一部)

管轄区域 5町11村(野辺地町、七戸町、三本木町、百石町、大三沢町、浦野館村、甲地村、六ヶ所村、天間林村、十和田村、大深内村、藤坂村、四和村、下田村、六戸村、横浜村)

昭和27年 5月 1日 三本木保健所設置。(上北郡三本木町大字三本木字南金崎官地)

管轄区域 3町5村(三本木町、大三沢町、百石町、十和田村、藤坂村、四和村、六戸村、下田村)

昭和29年 3月 1日 三本木保健所大三沢支所設置。(大三沢町役場西部支所の一部を借用。)

昭和33年 9月 1日 大三沢町が三沢市となる。

昭和33年11月21日 三本木保健所が十和田保健所に、大三沢支所が十和田保健所三沢支所に改称。

昭和35年 8月 十和田保健所及び十和田保健所三沢支所は型別再編成によりR4型となる(注)。管轄地域 2市3町1村(十和田市、三沢市、百石町、十和田湖町、六戸町、下田村)

昭和37年 4月 1日 保健所の機構改正により保健婦係新設。

昭和40年 1月 1日 十和田保健所三沢支所は昇格し、新保健所法(昭和22年9月5日法律第101号)に基づく三沢保健所として発足する。十和田保健所は十和田市、十和田湖町、六戸町を管轄、三沢保健所は三沢市、百石町、下田村を管轄。

昭和40年 3月 2日 十和田保健所R5型となる。(注)

昭和41年 7月 2日 十和田保健所L5型となる。(注)

昭和44年 8月13日 現在地が市有地から県有地となり、敷地番は十和田市西二番町55の4に変更(住所は十和田市西二番町10の15)

昭和47年 4月 1日 青森県行政組織規則の改正により、保健所は総務課、環境衛生課、保健予防課、保健婦課の四課制となる。

昭和49年 3月30日 七戸保健所庁舎移転。(七戸町蛇坂57の27) 管轄区域 5町2村(野辺地町、七戸町、横浜町、上北町、東北町、天間林村、六ヶ所村)

昭和50年 9月22日 十和田保健所が同一敷地内に新築移転。

昭和57年 4月 1日 十和田保健所L4型となる。(注)

平成元年11月 1日 十和田保健所上十三地域保健医療推進協議会を設置。

平成4年 4月 1日 青森県行政組織規則の改正により、保健所は総務課、環境衛生課、保健予防課、健康増進課の四課制となる。

(注)かつて保健所は、U型(都市型)、R型(農山漁村型)、L型(人口希薄地域型)に大別されていた。

平成 9年 4月 1日 保健所の再編成により、七戸保健所が廃止、十和田保健所の管轄区域は1市5町1村となる。(十和田市、七戸町、十和田湖町、六戸町、上北町、東北町、天間林村) また、三沢保健所の管轄区域は1市2町1村(三沢市、野辺地町、横浜町、六ヶ所村)となり、県行政組織規則等の一部改正により、百石町及び下田町は八戸保健所の管轄区域となる。

平成14年 4月 1日 旧十和田保健所及び旧三沢保健所は統合し、上十三保健所と改称。

(2) 旧福祉総室(上北地方福祉事務所)

昭和26年10月 1日 社会福祉事務所設置に関する条例(昭和26年9月19日青森県条例第62号)により、上北社会福祉事務所として二課制(庶務、福祉)で開設する。(七戸町字七戸48の3上北地方事務所庁舎)

管轄区域は5町11村(野辺地町、七戸町、三本木町、百石町、大三沢町、横浜村、浦野館村、甲地村、四和村、大深内村、藤坂村、天間林村、六戸村、六ヶ所村、十和田村、下田村)

昭和29年 5月 1日 県条例7号により、上北地方福祉事務所と改称する。

昭和30年 2月 1日 三本木町、大深内村、藤坂村、四和村が合併し、三本木市となる。(後に十和田市と改称)(管内管轄地域は4町8村)

昭和33年 9月 1日 大三沢町が三沢市となる。(管内管轄地域は3町8村)

その後、十和田村、六戸村、横浜村、浦野館村、甲地村、下田村が町制を施行し、管内管轄地域は次の9町2村となる。

野辺地町、七戸町、百石町、十和田湖町、六戸町、横浜町、上北町、東北町、下田町、天間林村、六ヶ所村

昭和39年 4月 1日 三課制(庶務、保護、福祉)に組織替する。

昭和43年 5月 1日 十勝沖地震による破損が著しく入居不可能となり、以後三度の庁舎移転をする。

昭和44年 4月 1日 二課制(総務、保護)に組織替する。

昭和48年 4月 1日 三課制(総務、保護、福祉)に組織替する。

昭和53年 4月 1日 新福祉事務所構想により六法総合担当制に移行し、四課制(総務、福祉第一、福祉第二、福祉第三)となる。

平成3年 4月 1日 現庁舎新築により現在地に移転する。(七戸町字蛇坂55の1)

平成5年 4月 1日 平成2年6月の福祉関連8法改正に伴う福祉事務所の組織改正により、四課制(総務、福祉調整、福祉推進第一、福祉推進第二)となる。

平成9年 4月 1日 県行政組織規則等の一部改正により、百石町及び下田町が三戸地方福祉事務所の所管となる。管内管轄地域は7町2村(野辺地町、七戸町、十和田湖町、六戸町、横浜町、上北町、東北町、天間林村、六ヶ所村)

(3) 旧こども相談総室(七戸児童相談所)

平成12年 4月 1日 八戸児童相談所七戸支所として七戸合同庁舎内に設置される。管轄区域2市7町2村(十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、十和田湖町、六戸町、横浜町、上北町、東北町、天間林村、六ヶ所村)

(4) 上北地方健康福祉こどもセンター

平成14年 4月 1日 県行政機構の一部改正により、上北地方健康福祉こどもセンターが開設され、総務企画室、保健部、福祉部、こども相談部が設置される。上十三保健所、上北地方福祉事務所、七戸児童相談所は上北地方健康福祉こどもセンター併置となる。

ア 総務企画室が設置され、センターの庶務事務、企画を担当する。

イ 保健部の保健予防課及び生活衛生課は旧十和田保健所庁舎に、健康増進課は旧三沢保健所庁舎に配置となる。

十和田保健所及び三沢保健所は統合し、上十三保健所と改称する。

ウ 福祉部は福祉調整課、福祉推進第一課、福祉推進第二課の三課体制となる。

エ こども相談部はこども相談第一課、こども相談第二課の二課体制となる。

八戸児童相談所七戸支所は七戸児童相談所と格上げになる。

平成15年 4月 1日 (福祉部) 組織改正により福祉推進課が生活保護単法制となる。

平成16年 4月 1日 (福祉部) 組織改正により福祉推進課が保護課となる。

平成17年 1月 1日 十和田市と十和田湖町が合併し十和田市となる。

平成17年 3月31日 七戸町と天間林村が合併し七戸町となる。東北町と上北町が合併し東北町となる。

平成18年 3月31日 (保健部) 行政改革により三沢庁舎が廃止される。

平成18年 4月 1日 (保健部) 健康増進課が十和田庁舎に配置となる。

平成19年 3月31日 組織改正により上北地方健康福祉こどもセンターが廃止となる。

(5) 上北地域県民局 地域健康福祉部

平成19年 4月 1日 組織改正により、上北地域県民局地域健康福祉部が開設され、企画調整室、保健総室、福祉総室、こども相談総室が設置される。上十三保健所、上北地方福祉事務所、七戸児童相談所は上北地域県民局地域健康福祉部併置となる。

ア 企画調整室は部の庶務事務、企画を担当する。

イ 保健総室は指導予防課、生活衛生課、健康増進課の三課体制となる。

ウ 福祉総室は福祉調整課、保護課の二課体制となる。

エ こども相談総室は二課体制から、障害・地域支援と養護・非行等支援の二グループ制となる。

平成20年 4月 1日 組織改正により、企画調整室は廃止、福祉総室とこども相談総室が統合されて、福祉こども総室となる。

ア 部の庶務事務、企画は保健総室指導予防課が担当する。

イ 福祉こども総室は福祉調整課、保護課、こども相談課の三課体制となる。

平成26年 4月 1日 組織改正により、福祉こども総室は福祉調整課、保護第一課、保護第二課、こども相談課の四課体制となる。

平成30年 4月 1日 組織改正により、福祉こども総室は青森県型地域共生社会担当、福祉調整課、保護第一課、保護第二課、こども相談課の四課一担当体制となる。

令和 4年 4月 1日 組織改正により、福祉こども総室は福祉調整課、保護第一課、保護第二課、こども相談課の四課体制となる。

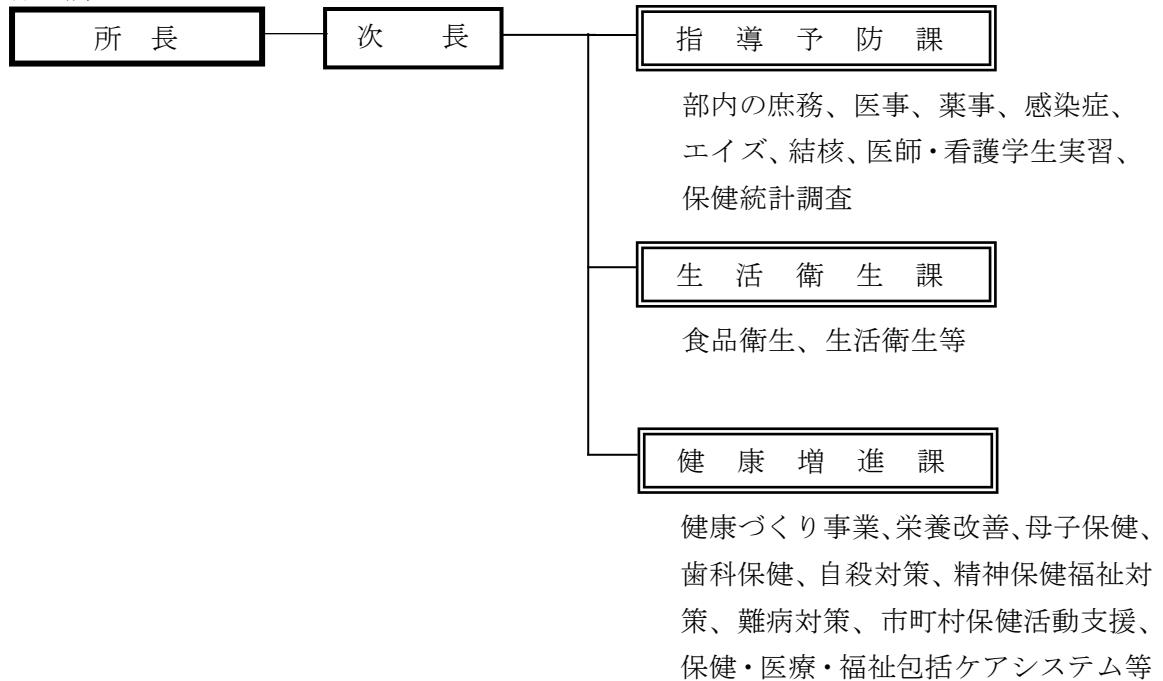
(6) 青森県上北保健所、青森県上北福祉事務所、青森県上北児童相談所

令和 7年 4月 1日 組織改正により、地域県民局が廃止となり、各総室は、青森県上北保健所、青森県上北福祉事務所、青森県上北児童相談所の各事務所として設置された。

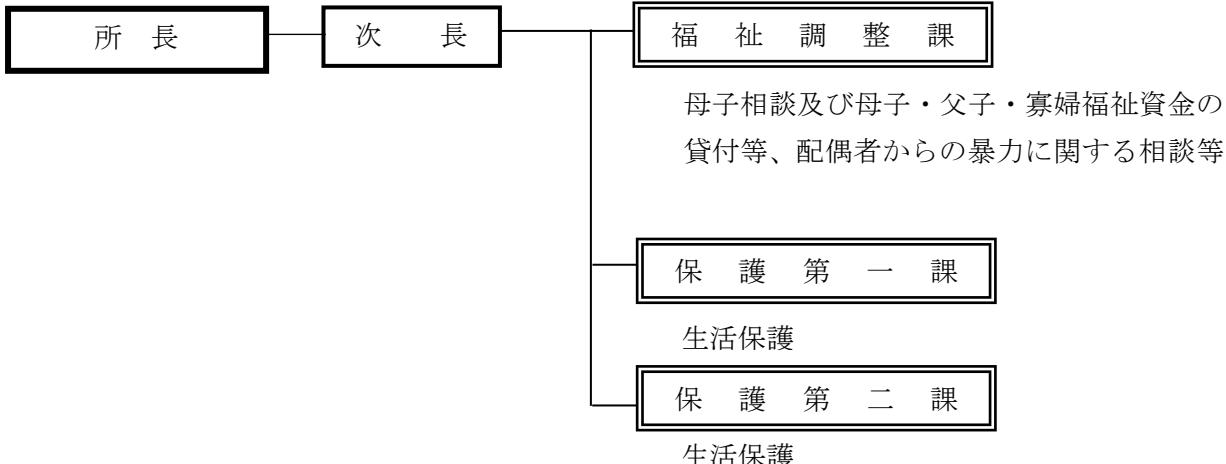
3 機構図と分掌事務

(1) 機構図（令和7年4月1日）

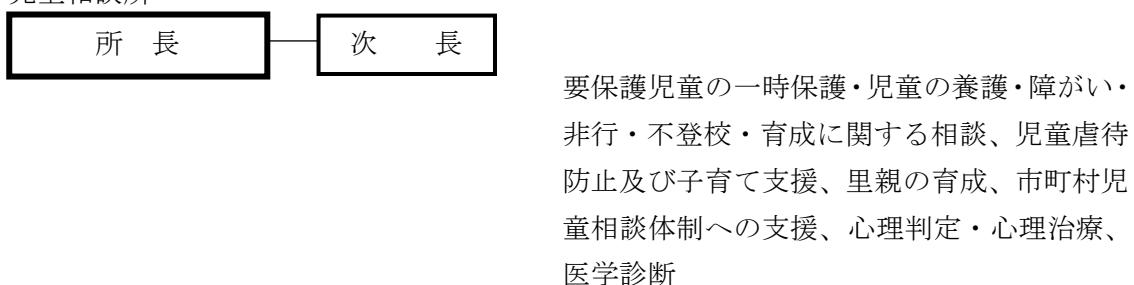
保健所



福祉事務所



児童相談所



(2) 分掌事務

上北保健所

指導予防課

- 1 所内の庶務に関すること。
- 2 青森県保健医療計画に関すること。
- 3 健康危機管理に関すること。
- 4 感染症予防に関すること。
- 5 結核予防に関すること。
- 6 医務関係施設の許認可及び監視指導に関すること。
- 7 薬務関係施設の許認可及び監視指導に関すること。
- 8 人口動態、保健統計調査に関すること。
- 9 地域保健関係者研修・医師臨床研修・看護学生研修等に関すること。

生活衛生課

- 1 食品営業関係施設の許認可・登録及び監視指導に関すること。
- 2 食中毒防止、不良食品対策に関すること。
- 3 生活衛生営業施設等の許認可及び検査確認等に関すること。
- 4 特定建築物衛生対策に関すること。
- 5 温泉及び化製場等に関すること。

健康増進課

- 1 健康づくり（健康あおもり21・圏域計画）の推進に関すること。
- 2 栄養改善対策の推進に関すること。
- 3 母子保健対策の推進に関すること。
- 4 歯科保健の推進に関すること。
- 5 精神保健福祉対策の推進に関すること。
- 6 難病対策の推進に関すること。
- 7 保健・医療・福祉包括ケアシステムの推進に関すること。
- 8 保健師・栄養士の人材育成に関すること。
- 9 市町村の保健福祉事業への支援に関すること。
- 10 地区組織の育成（食生活改善推進員、保健協力員等）に関すること。

上北福祉事務所

福祉調整課

- 1 母子・父子・寡婦の相談、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付及び償還に関すること。
- 2 配偶者からの暴力防止に関すること。
- 3 民生委員・児童委員に関すること。
- 4 日本赤十字事業に関すること。
- 5 災害に関する被害状況（人的被害、住家・非住家被害、社会福祉施設被害）の報告に関すること。

保護第一課及び保護第二課

- 1 生活保護に関すること。
野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村

上北児童相談所

- 1 児童の養護（虐待を含む）・保健・障がい・非行・育成等に係る相談、調査、指導及び措置に関すること。
- 2 市町村の子ども家庭相談の支援に関すること。
- 3 子ども虐待防止対策事業に関すること。
- 4 心理判定・心理治療に関すること。
- 5 医学診断及び指導に関すること。
- 6 社会福祉統計に関すること。
- 7 里親に関すること。
- 8 里親会の育成支援に関すること。

(3) 各事務所別・職種別職員数

(令和7年4月1日現在)

保健所

職種		医師	一般事務	獣医師	薬剤師	保健師	管理栄養士	非常勤事務員	合計
所長		1							1
次長			1						1
指導予防課	課長				1				1
	主幹								0
	主査		1		2	1			4
	主事		2						2
	技師					2			2
	非常勤事務員							1	1
小計			3		3	3		1	10
生活衛生課	課長			1					1
	総括主幹			1					1
	主幹			2	1				3
	主査			1					1
	技師						1		1
小計				5	1		1		7
健康増進課	課長						1		1
	主幹		1			2			3
	主査					2(1)			2(1)
	主事		1						1
	技師					7	1		8
	非常勤事務員							2	2
小計			2			11(1)	2	2	17(1)
総数		1	6	5	4	14(1)	3	3	36(1)

() は育児休業職員を再掲

福祉事務所

職種		一般事務	keeswarker	運転技能員	任会用計職年員度	合計
所長		1				1
次長		1				1
福祉調整課	主幹	1				1
	主査	1				1
	主事	1				1
	女性等相談支援員				1	1
	母子・父子自立支援員				1	1
	技能技師			1		1
	非常勤事務員				1	1
小計		3		1	3	7
保護第一課	課長		1			1
	主幹		1			1
	主査		2			2
	主事		7			7
	生活保護受給者 就労支援相談員				1	1
小計			11		1	12
保護第二課	課長		1			1
	主幹		1			1
	主査		1			1
	主事		7			7
	医療扶助相談・指導員				1	1
	非常勤事務員				1	1
小計			10		2	12
総数		5	21	1	6	33

児童相談所

職種		一般事務	児童福祉司	児童町福祉支援司	児童心理司	保健師	任会用計職年員度	合計
所長	(1)							(1)
次長	(1)							(1)
総括主幹	総括主幹		1					1
	主幹		1		1	(1)		2(1)
	主査		1	(1)				1(1)
	主事		6		1			7
	非常勤事務員						1	1
総数		(2)	9	(1)	2	(1)	1	12(4)

4 令和7年度運営方針

(1) 保健所

ア 組織目標

- (ア) 健康危機管理体制の維持・強化
- (イ) 保健・医療・福祉の包括的な取組の充実
- (ウ) 健康づくりの推進
- (エ) 食品衛生及び生活衛生水準の維持向上

イ 取組方針

- (ア) 健康危機管理体制の維持・強化
 - a 健康危機管理体制の維持・強化
 - b 結核などの感染症対策における地域連携の推進
 - c 医療安全対策の推進

薬事監視率 3年に1回全施設監視又は全施設の40%以上
- (イ) 保健・医療・福祉の包括的な取組の充実
 - a 在宅医療・介護連携推進事業の実施
 - b 難病患者地域支援対策推進事業の実施
- (ウ) 健康づくりの推進
 - a 小中学校におけるフッ化物洗口実施率
前年度実施率以上
 - b 給食施設栄養管理指導実施率
3年に1回全施設指導又は前年度実施率以上
 - c 自殺予防対策の実施
- (エ) 食品衛生及び生活衛生水準の維持向上
 - a 食品衛生監視指導計画に基づく立ち入り検査の効率的な実施
 - b 生活衛生関係施設について、3年に1回全施設を監視
 - c 食品衛生及び生活衛生に係る知識向上のための事業を実施

(2) 福祉事務所

ア 組織目標

- (ア) 遅滞のない福祉サービスの提供
- (イ) 生活保護（変更）申請等に対する迅速な初動調査の実施
- (ウ) 収入未済の解消に向けた取り組みの強化

イ 取組方針

- (ア) 遅滞のない福祉サービスの提供
 - 標準処理期間の設定があるものはその期間内、また設定が無い場合でも速やかに各種申請や届出等に対応する。
- (イ) 生活保護（変更）申請等に対する迅速な初動調査の実施
 - 生活保護申請については、申請受理後法第29条による資産調査及び初回面接を1週間以内に実施し、法定期限内処理率70%以上で処理する。
 - 保護変更申請については、法定期限内処理率90%以上で処理する。
- (ウ) 収入未済の解消に向けた取り組みの強化
 - 収入未済対策会議を定期的に開催し、滞納者個々の滞納原因を把握の上、納入指導方法等の検討により納入指導を実施し、母子父子寡婦福祉資金償還金等の収入未済の解消を図る。
 - ・生活保護法63条、78条の現年度新規調定分及び現年度新規返納分
完納又は一部納入件数の割合 前年度以上 (R7.3.31現在: 86.1%)
 - ・母子父子寡婦福祉資金の償還率 過去5年間の平均値以上 (R7.3.31現在: 63.8%)
以上

(3) 児童相談所

ア 組織目標

- (ア) 相談業務における実施体制の強化
- (イ) 関係機関との連携強化
- (ウ) 市町村児童家庭相談への支援強化
- (エ) 里親制度の積極的活用と普及啓発の促進
- (オ) 収入未済の解消に向けた取り組みの強化

イ 取組方針

- (ア) 相談業務における実施体制の強化
 - 虐待通告における48時間以内の児童の安全確認 100%
 - 虐待通告は受理会議を即日か翌日に開催、虐待相談以外の相談についても受理会議を1週間以内に開催する。
- (イ) 関係機関との連携強化
 - 関係する児童養護施設との情報交換会実施 年2回
- (ウ) 市町村児童家庭相談への支援強化
 - 要保護児童対策地域協議会実務者会議参加
十和田市、三沢市 2か月に1回以上
その他の町村 年1回以上
- (エ) 里親制度の積極的活用と普及啓発の促進
 - 里親委託率 前年度以上 (前年度 20.4%)
 - フォースターリング機関との定例連絡会議の開催 年に6回以上
- (オ) 収入未済の解消に向けた取り組みの強化
 - 児童福祉施設入所等費用の滞納金収納率
過去5年間の平均値以上 (R7.3.31現在: 16.9%)

5 令和7年度 健康相談等日程表

(保健所)

場所	種類	対象 (内 容)	受付時間	実施曜日	7年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	8年 1月	2月	3月
上 北 保 健 所	結核診査協議会	結核患者の就業制限及び医療費公費負担申請書の審議	15:30~16:30	第2水	9	14	11	9	※6	10	8	12	10	14	※4	11
				第4水	23	28	25	23	27	24	22	26	24	28	25	25
	結核接触者健診	結核患者接触者	9:00~11:00	第3火	15	20	17	15	19	16	※14	※11	16	20	17	17
	HIV(エイズ)に関する相談	希望者	13:30~14:30	第1火	※8	※13	3	1	5	2	7	4	2	6	3	3
				第3火	15	20	17	15	19	16	※14	※11	16	20	17	17
	B型及びC型肝炎検査	県内市町村に住所を有し、過去に検査を受けたことがない希望者	13:00~13:30	第1火	※8	※13	3	1	5	2	7	4	2	6	3	3
				第3火	15	20	17	15	19	16	※14	※11	16	20	17	17
	療育相談	発達が心配な乳幼児	9:00~11:30	第4水	23	28	※18	23	27	※17	22	26	24	28	25	※18
	性と健康の相談	思春期、妊娠、出産等の各ライフステージに応じた相談	随時	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	精神保健福祉相談	精神・神経・飲酒等の相談	13:00~14:00	第3水	16	21	※25	16	20	※10	15	19	17	21	18	※11

※印は、「実施日」が祝祭日である等の事情により、「実施曜日」以外の日になっています。